

北海道獣医療提供体制整備計画（案）の概要

I 趣旨

獣医療法（平成4年法律第46号）に基づき、国が令和2年5月に策定した「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に即し、令和12年度を目標年度とする計画を策定

II 計画期間

令和3年度～令和12年度

III 計画の概要

第1 道内の獣医療をめぐる情勢と今後の基本方針

- ・ 産業動物分野及び公務員分野については、安全な道産畜産物の安定供給のため、診療技術の提供や家畜衛生の推進等の社会的ニーズに的確に答えることができるよう、診療施設・診療機器の整備、獣医師の確保・育成に向けた取組を推進する。
- ・ 小動物分野については、人と同等の高度な診療技術の提供や適正飼養の指導等、多様な社会的ニーズに適切に対応できるよう、診療施設・診療機器の整備だけでなく、愛玩動物看護師等の診療スタッフとのチーム獣医療体制の充実や診療施設間の連携を推進する。

第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

- ・ 道内全域を獣医療を提供する体制の整備が必要な地域とする。

第3 整備を行う診療施設等の内容と整備に関する目標

1 診療施設等の整備状況

- ・ 道内の診療施設開設状況は1,082（産業動物専業495、小動物専業500、産業動物と小動物診療72、獣医系大学3、その他野生動物や展示動物対象12）
- ・ 診療施設の体制は、1～2名の少人数が大半を占め、10名以上は、産業動物では農業共済組合等の38施設、小動物では夜間救急病院や複数の専門科を有する病院等、民間4施設、両方対象では2施設。

2 診療施設等の整備目標

- ・ 産業動物分野では、基幹となる農業共済組合等の診療施設・診療機器の計画的な整備・更新を促すとともに、診療効率の低い地域の獣医療提供体制維持のため、省力化・効率化の視点に基づく診療機器や現在農林水産省において検討が進められている遠隔診療の開始を見据えた情報通信機器の整備を促す。

- ・ 小動物分野では、各々の診療施設・診療機器の整備を促すとともに、専門的あるいは高度な診療機器を整備する二次診療施設等との連携を促す。

第4 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師確保の現状

獣医師法第22条に基づく届出状況から、産業動物診療獣医師は女性獣医師及びシニア世代の増加に伴い、平成22年から令和2年にかけて1,013名から1,193名に増加。農林水産省が平成30年度に道内の畜産農場に対し実施した調査では獣医療の提供に対し不足感はなかったが、採用抑制や中途退職による中堅獣医師の不足、女性獣医師が働き続けられる環境の整備が課題。

公務員獣医師は志望者の減少による慢性的な欠員の解消が課題。

2 獣医師確保の目標

- ・ 令和12年度を目標年度とする産業動物診療獣医師の確保目標は、第8次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画で掲げる牛の目標頭数の実現に向け、現状において概ね獣医療の提供に必要な人数を確保できていることをベースに算出。

地 域	令和2年12月現在の獣医師数	令和12年度における獣医師の確保目標
北海道全域	1, 1 9 3名	1, 2 0 0名

3 産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の確保対策

(1) 獣医学生に対するアプローチ

獣医系大学側のニーズが高まっている参加型臨床実習やインターンシップについては受入れ側と受講側双方が納得できる体制での実施を目指し関係者間の同意形成を促す。また、ウェブサイトを活用した情報発信を推進し、農林水産省事業の修学資金貸与制度の活用を検討する。

(2) 就業及び定着に向けた取組

産業動物臨床獣医師や公務員獣医師への就業誘導とともに、女性獣医師や中途退職者の課題解決に向け、環境の整備を推進する。

(3) 未活用人材へのアプローチ

離職等により獣医事に従事していない様々なライフステージの獣医師が就職しやすい環境の整備に努める。

第5 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

1 診療施設・診療機器の効率的利用

既存の施設や診療機器の効率的利用を図るため、診療施設間の連携・協力の下での情報共有・機能分担を推進する。

2 獣医療情報の共有及び効果的利用

産業動物分野において様々な関係団体が持つ各種データを有効活用し、診療施設や関係機関の機能が十分に発揮されるよう、連携強化を推進する。

第6 診療上必要な技術の研修の実施やその他の事項

1 臨床研修

獣医系大学の参加型臨床実習等の充実に向けた関係機関との同意形成、産業動物分野における実践的獣医療技術や家畜衛生、公衆衛生等の知識・技術の修得、小動物分野における臨床研修等の受講を推進する。

2 高度研修

産業動物分野や公務員分野において、社会的ニーズに対応するための高度な診療技術や集団衛生管理等の最新の知識の修得を促す。また、近年増加している大規模農場の管理獣医師の高位平準化を図り、養豚・養鶏・めん山羊の専門知識を持つ獣医師の育成を図る。

小動物分野においては、各種研修会等の受講による獣医療水準の向上を推進するとともに、動物看護師等、チーム獣医療体制を支える職員に対する技術習得・知識の向上を促す。

3 生涯研修

獣医師に最新の技術や知識を習得するための研修への参加を促すとともに、離職・休職中の獣医師を対象とした復職支援の研修を推進する。

第7 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 飼育者の衛生知識の啓発・普及

・ 産業動物分野では家畜飼養者等に対する家畜衛生や畜産物の安全性の確保に関する知識・技術の一層の啓発・普及を推進する。

- ・ 小動物分野では飼育者に対する衛生知識や飼育責任の普及啓発と、愛玩動物看護師による飼育管理の指導等チーム獣医療体制の充実を促す。

2 広報活動の充実

獣医師への家畜衛生や適切な獣医療の提供に必要な情報の広報活動や、道民への適切な飼育方法や獣医療の果たす役割について理解醸成を促す広報活動に努める。

3 災害発生時及び非常時における獣医療の提供

近年増加する自然災害や新型コロナウイルス感染症等の非常時には、道又は政令指定都市・中核市は、協定締結団体等と連携し、飼育動物保護、健康管理や治療等の獣医療提供に努める

4 野生鳥獣への対応

豊かな生態系を守るため、傷病鳥獣について獣医療の提供と自然復帰を推進する。

5 取組内容の見直し

取組状況や達成状況を把握し、必要に応じ取組内容を見直す。